

日本皮膚アレルギー・接触皮膚炎学会雑誌の補冊に関する内規

平成19年4月1日制定

1. 本学会は本誌に加え補冊を発行することができる。
2. 補冊の発行は以下の場合による。
 - 1) 共通のテーマの多数の原著論文を定期号に一括して掲載できない場合
 - 2) 特集号の性格を持つ総説的な論文集が会員にとり有意義と認められる場合
 - 3) 論文の投稿責任者が3, 8, 9項の条件で補冊発行を希望する場合
3. 同上責任者は各論文の内容、質を厳格に査読の上、所定の手続きを経て一括して投稿する。責任者はこのほか編集および刊行に要する費用などのすべてに責任を負うものとする。
4. 採否は編集委員会が決定する。
5. 表紙の体裁は本誌に準じ、論文の形式その他は本誌投稿規定に従う。
6. 補冊は年6冊以内とし、1冊の頁数は適宜編集委員会で決定する。
7. 補冊発行の希望が多い場合には、学会の公的企画に直接関係するものを優先する。
8. 編集、印刷、郵送、その他すべての費用は投稿者の負担とし、学会からの補助はない。
9. 商業広告は投稿代表者の責任で5頁以内で掲載できる。ただし、編集委員会の承認を要する。
10. その他については編集委員会で決定する。